

平成28年度第1回小牧市環境審議会 議事要旨

| | | |
|------|--|-------------------|
| 日 時 | 平成28年4月12日（火）午前10時～11時30分 | |
| 場 所 | 小牧市役所本庁舎3階301会議室 | |
| 出席者 | <p>【委員】</p> <p>石川徳久（中部大学工学部教授） 今枝 正（こまき環境市民会議会長） 岡田憲久（名古屋造形大学特任教授） 長内敏将（こまき環境ISOネットワーク） 谷口文男（小牧商工会議所環境対策委員会副委員長） 鳥居郁夫（愛知県地球温暖化防止活動推進員） 林 和子（小牧市女性の会会長） 日比野俐（公募委員） 藤巻文一（公募委員）</p> <p>【事務局】</p> <p>松岡市民生活部長 小林市民生活部次長 林環境対策課長 川尻廃棄物対策課長 服部リサイクルプラザ所長 神谷政策推進係長 山田主事</p> | |
| 欠席者 | 1名（滝俊明委員） | |
| 傍聴者 | 0名 | |
| 配布資料 | 資料1 | 第二次小牧市環境基本計画 |
| | 資料2 | 第二次小牧市環境基本計画（概要版） |
| | 資料3 | 平成28年度当初予算の概要（抜粋） |

主な内容

1 委嘱状交付

- ・副市長より、各委員に委嘱状を交付。

2 副市長あいさつ

(副市長) 改めましておはようございます。ただいまご紹介に預かりました副市長の沖本です。本日は大変お忙しい中、環境審議会にご出席いただきまして誠にありがとうございます。

環境問題、私共もテレビ・新聞等見ますと、まず記事のない報道のないときがないほど様々な形で報道がされております。

小牧市でも様々な取組みを行っておりますが、一例を挙げますと昨年4月にごみの焼却場、野口にありますエコルセンターがオープン致しました。お地元のご協力をいただきまして最新式の設備の焼却場が完成致しました。ガス管溶融路ということで、以前は燃やした後の灰を埋め立て処分しておりましたが、今ではほとんど焼却後のものを建設資材等に利用致しまして循環型の処理を致しております。

また、公共交通の充実ということではこの4月から、昨年と今年2年かけて行ってまいりましたが、巡回バスの1時間に概ね1本のダイヤを整備することができました。市内ではご自宅から概ね500mの距離のところにバス停が設置できるように充実致しました。多くの方にご利用いただいて、車に依存しておられる高齢者の方もだんだんご高齢とともに車に乗れない方も増えてくるかと思いますが、公共交通の充実が環境問題への対策の一助になればと思います。

様々な形で環境問題に取り組んでおりますが、環境審議会の委員の皆様方におかれましても、それぞれのお立場の御知見を私共にご指導いただきまして、小牧市の環境行政が益々充実するように願っております。甚だ簡単ではありますが本日のごあいさつとさせていただきます。今後ともどうぞよろしくお願いいたします。

3 会長・副会長選任

- ・互選により、会長に石川委員、副会長に岡田委員を選任。

4 議事

(1) 小牧市環境審議会について

- ・事務局より、資料1を用いて下記のとおり説明。

(事務局) お手元の第二次小牧市環境基本計画40ページの第5章環境審議会をご覧ください。

小牧市環境審議会は、小牧市環境基本条例第24条でその設置を規定しており、環境行政の総合的かつ計画的な推進について調査審議していただ

くものです。

調査審議していただく内容としましては、第24条第2項に列記しておりますが、主に（1）環境基本計画に関する事（2）年次報告書に関する事の2点となります。これらの審議のため、年2回程度の会議開催を予定しておりますのでよろしくお願い申し上げます。なお、環境基本計画及び年次報告書の概要については、後ほどご説明させていただきます。

任期につきましては、第25条第3項に記載のとおり、2年間となっております。

続きまして、41ページの小牧市環境審議会規則第3条をご覧ください。

会議開催の要件は、過半数の出席となりますので、6名以上の出席が必要となります。

また、本日も冒頭でお話しさせていただきましたが、規則第4条に規定しておりますとおり、会議は原則公開となっておりますのでよろしくお願い申し上げます。

（2）第二次小牧市環境基本計画について

- ・事務局より、資料2を用いて下記のとおり説明。

（事務局） お手元の第二次小牧市環境基本計画（概要版）をご覧ください。

小牧市環境基本計画は、小牧市環境基本条例に位置付けられている計画で、生活環境の保全、自然環境の保全、生態系の多様性の確保、地球環境の保全などに向けた環境施策を総合的かつ計画的に推進するための基本的な計画です。

第二次小牧市環境基本計画では、さらに「地球温暖化対策の推進に関する法律」第20条で規定される「区域の自然的社会的条件に応じて、温室効果ガスの排出の抑制等のための総合的かつ計画的な施策を策定し、実施する」計画であります「小牧市地球温暖化対策実行計画（区域施策編）」を取り込み、一元的に管理するよう策定しております。

概要版を開いていただき左上の「①の計画の趣旨」をご覧ください。

はじめに、「計画の目的と役割」であります。本市は、平成15年3月に第一次環境基本計画を策定し、平成20年3月の改訂を経て様々な環境施策を推進してきました。

このような状況の中、第一次計画が平成24年度に計画の最終年度を迎えたため、社会情勢の変化と長期的な展望をふまえて、本審議会での審議を経て、第二次環境基本計画を策定いたしました。

次に「計画の位置付け」として、環境基本計画と他の計画との関係は、総合計画から展開する各種計画の環境に関する施策や事業について、横断的に整合を図るものであります。

「計画の期間」は、第6次小牧市総合計画の最終年度に合わせ、平成25年度から平成30年度までの6年間といたしました。

次に、「小牧市の目指す「望ましい環境像」については、第一次計画で掲げた「尾張野の 四季の恵みが 実感できるまち ～環境都市こまき～」を引き継ぎ、その実現に向け努めてまいります。

右側上段の、「小牧市地球温暖化対策実行計画（区域施策編）としての目標」につきましても、基準年度や削減目標の考え方を継続し、平成30年度のエネルギー消費量削減目標を、平成18年度比「①電灯・電力消費量」と「②家庭用の需要戸数あたりの都市ガス消費量」を、それぞれ9.9%削減することとしております。

次に、「②環境基本計画の施策体系」をご覧ください。

基本目標につきましては、「1. 人づくり・基盤整備」、「2.地球温暖化対策の推進」、「3.快適な生活環境の確保」、「4.循環型社会の構築」、「5.生物多様性の保全」の5つの基本目標を設定いたしました。

これらの5つの基本目標に対し、環境テーマとして「①環境教育・環境学習」から最下段の「②自然との共生」まで、10の環境テーマを設定し、これを達成するための施策として、「環境教育の推進」から最下段の「自然体験の促進」までの22の施策を掲げ、施策体系の全体といたしました。

さらに開けていただき、左側の「③基本計画の概要」をご覧ください。

左側から右へ「基本目標1 人づくり・基盤整備」から、「基本目標2」、「基本目標3」、「基本目標4」、「基本目標5. 生物多様性の保全」までを記載しております。

「基本目標1 人づくり・基盤整備」をご覧ください。

基本目標に対し、2つの環境テーマを設定し、うち「①環境教育・環境学習」では、「市は環境保全活動を促進するため、市民一人ひとりが取り組むことの必要性を理解し、必要な情報を入手できる環境を整備する。子どもへの環境教育、市民への情報提供などを継続的に実施する。」とし、これを実現する施策のひとつであります「環境教育の推進」を進めるための具体的な事業メニューの例として、「学校版環境ISOの推進」、「教材の開発や資料提供」や「食を通じた環境教育」を掲げております。

同様に、もう一つの施策「学習機会の提供」においては、事業メニューとして「環境関連講座の充実」や「体験活動の場や機会の提供」を例示しております。

次に、環境テーマの2つ目であります「②環境コミュニケーション、活動の支援」としては、環境保全活動を実施しやすくするため、参加機会の充実、活動資金やノウハウ提供など、必要な支援を実施していきます。市の施策と事業メニューは①の環境教育・環境学習と同様の考え方です。

以下、基本目標2から5まで同様の考え方で記載しています。

次に、下段の縁枠には、重点事項として、第一次計画での「協働による環境創造」、「共生による環境創造」、「循環による環境創造」の3つの基本

理念を引き継ぎ、それぞれ重点的に実施すべき事項として積極的に事業化を図ることを明記しております。

次に、概要版を閉じていただき、最終面をご覧ください。

「4. 推進体制」としまして、基本計画を推進するために、事業を確実にを行うことのできる庁内組織を整備するとともに、諮問・答申を行う小牧市環境審議会、連携する市民、市民団体及び事業者、関係する組織として国・県等の行政機関や研究機関・各種団体などをあげ、事業を協働して推進する体制を確立してまいります。

次に、「5. 進捗管理」としまして、基本計画の実効性を高めるために、実施すべき事業の検討、実施した事業の効果確認、本審議会などの意見をいただきながら見直しを行うなど PDCA サイクル手法により継続的に評価・見直しを行いながら計画の進捗管理を行います。

最後に、「6. 年次報告書」ですが、市は、環境の状況、環境テーマ、施策の点検と評価結果などを年次報告書に取りまとめ、本審議会に報告するとともに、次年度以降に実施すべき事業や改善すべき事項等について意見を求めます。また、年次報告書は、市のホームページ等に公表し、市民・事業者・市の環境保全に関する事項について意識の共有を図っていきます。

今後は、この計画に基づき、市民・事業者・市の協働のもと、日常生活や事業活動により発生する環境負荷の低減に努めながら、「持続可能な社会」を構築し、自然の恵みを将来の世代へと継承してまいります。

以上で、ご説明を終わらせていただきます。

質疑

(鳥居委員) 資源の有効利用の循環型になっていると思いますが、今年からでしたか、家庭から出る剪定枝を回収していただけますね、土曜日曜に。あれの回収した後の流れというのはどんな風に処理していますか。

(事務局) 昨年の7月から、私共のリサイクルプラザの中にごございます第2資源回収ステーション、そちらのほうで剪定枝の回収のほうを設置致しまして、今、週末の土日に限ってですが家庭から出ます剪定枝の受入れをしております。これにつきましては昨年度約300tほど回収を致しました。これにつきましては私共のほうで回収しまして、その後、多治見市に剪定枝の処理会社がありますので、そちらのほうに搬出いただいて、チップ化して処理している。チップ化したものにつきましては、バイオマス燃料、これは主に荒いチップは発電燃料に、それから細かいチップにつきましては土壌改良材、それから畜産農家から出ました糞尿といったものの発酵促進材として活用していただいている状況になっている。

(林委員) 今の関連でお聞きしたいことですが、一応剪定枝ですので枝だと思っんですけど、去年私たちが活動の中で「親子で芋掘り体験」というのをやまして、その時、芋掘り終わった後に芋蔓を、たぶんそこでもいいねとい

うことで軽トラで持っていったらダメって言われて、受け取ってもらえなくて、結局軽トラ2台また戻って来て、また生ごみの袋に入れて、それこそ20袋くらいあったんですけど、一度ではダメだからということで2度くらいに分けて生ごみに出したんですけど。

(事務局) そういった畑から出る農産物のものですね、申し訳ありません、2度手間を掛けてしましまして申し訳なかったです。一応当初から私共のほうといたしましては、家庭からあります庭木等の剪定枝を受け入れ致しまして、そういった形でやらさせていただいております。あとそれ以外にですね、特に農家の方から出ます果樹なんかの事業系の剪定枝、農業から排出されます野菜くず、そういったものにつきましては、申し訳ございませんが処理をお断りしている状況でございます。特に蔓ものにつきましては、やはり業者のほうに持ち込んで巨大な機械ですり潰すんですけど、どうしてもそういったもので引っかかるということがございまして、引き受けしかねるといったことになっております。そういったものにつきましては、ごみの分別に従いまして燃やすごみとして処理していただくか、畑の隅に包んでいただいて時間はかかりますが堆肥化することによって再利用等をしていただくことと思っております。

(日比野委員) 市の分別のことなんですが、非常に計画的といいますか、細かく分別されている、そういった意味ではよそと比べていいんじゃないかなと思っております。比較した上でそう感じております。全ての住民の人達がそれを理解して分けているか、あるいはごっちゃにしているかは様々かと思いますが、選別は非常にいい。その中で、埋め立てられるやつもありますね。赤い袋。あれはどこへ埋め立てられますか。

(事務局) 赤袋、破碎ごみとしておりますけれども、破碎ごみにつきましては、エコルセンターで破碎機にかけまして、その後、新しくなったガス管溶融路というもの、そちらで焼却します。もう溶かしてしまうので、昔で言えば埋め立てしたりとか一部出てたんですけど、ほとんどのものがその後スラグとかメタルとかいうものになるんですけども、それについても再利用していきますので、埋め立てというものはごくごく一部、灰の関係ですね、があるだけで、ほとんど埋め立てというものは発生しません。

(藤巻委員) 概要版のほうの、環境教育の推進というところの、その中のですね3番目、食を通じた環境教育というもののイメージがわきにくいんですが、具体的にはどういったことをやりますか。

(事務局) 例えばですけども、地産地消で身近なところで採れた食材を、学校給食などに使ったりする。そうすれば身近な採ったものであれば、運搬にかかる費用とかエネルギーを使わないため、そういった面で環境にもいいですし、地元の食材を使うことで地元への愛着もわくという例があります。

(藤巻委員) そうするとエネルギー、どちらかという温暖化のエネルギーの削減と

ということなんですね。

(事務局) そうですね。距離が近いことにより運搬にかかるエネルギーが少ないということですね。

(日比野委員) 小牧山を中心に、合瀬川という2つの川と山という、それをもうちょっと有効にこれからは使っていけば、市民が増やせるというか、そういったことにつながるのかなと。その中で、ちょっと先月の下旬、合瀬川と常普請橋の間の清掃ありましたよね。基本的には国ですかね。川ですから。

(事務局) あれは、合瀬川の清流を取りもどす会という

(日比野委員) 清掃するということはいいんです。合瀬川と常普請橋の間だけに限定されるというのはですね、なぜかなと疑問に思うんです。要は広く広範囲に清掃するのであれば、時間がかかりすぎるということはありますが、日にちを変えてやるとか。土曜日の朝でしたね、1時間くらいでしたね。

(事務局) この行事は先ほどもいいました、合瀬川の清流を取りもどす会というのがありまして、小牧市、北名古屋市、犬山市、大口町、扶桑町の自治体での会がありまして、その中で水質の改善などを目的に、その会として合瀬川の沿線の清掃をしたわけですけども、小牧市全体としましてはいろいろと美化活動をやっておりますので。

(日比野委員) そういった計画に入っているんですね。

(事務局) その日は合瀬川だけでした。

(日比野委員) 北のほうの川沿いも結構良くない状態だなと私自身は散歩しているとよく分かるんですけども。そういったことを具体的にされると。

(事務局) 大山川のほうでも活動されている団体がありまして、小牧市としてもごみの収集だとかその減免など支援しておりまして、そういった市民団体の活動を支援させてもらっている。また、地元の美化活動に関してもごみ袋の提供などをさせていただいている。

(日比野委員) 水量が少ないときに、川の中のほうが非常によく目立ったわけですが、空き缶やペットボトルなど、いろいろ投げられている。ある時期片付けられているような感じもしたんですけども、今は水が増えまして、そしたら一気に流れてしまって海にそのままいってしまいますよね。そしたらすごい汚染だと思うんですが。だけど管轄は国ですよね。

(事務局) 県ですね。河川のごみは随時県に連絡しています。また、合瀬川の清流を取りもどす会のほうで一斉に点検して、まとめてこれだけありますのでということで県にお願いすることもあります。場所によって一宮事務所と尾張建設事務所に粗大ごみ等の回収の依頼をしています。

(林委員) 昨日、光ヶ丘小学校に行くことがありまして先生にお聞きしたら、ホテルを愛する市民の会がもう解散ということを知りまして、せっかく今まで、私も見に行ったことがあるんですけど、それがもうなくなるというのが残念ですねという話をしまして、そういうのはやっぱり環境保全の関係な

んですかね。せっかく今まで、なんか飼育も難しそうですけれども、あとは引き継ぐ人がなかなかいないということで解散したということをお聞きしました。なくなってしまってまた復活させようとするのは、なかなかできないと思うので、今はまだ少しつながっていて、つなげようと思えばつなげられるような気がするんですけど、そういうのは環境保全のほうではちょっと無理ですかね。

(事務局) 市としてホタルの育成するのは難しい面がありますが、今話のありました会については解散とお聞きしましたけれども、小学校区単位の地域協議会のほうで検討するようなことをお聞きしておりますので、そちらがどうなるかは分かりませんが。

(林委員) 出来るといいですね。どなたかやっていただけると。

(日比野委員) それにしても川の浄化ですよ。そういうのが大切ですね。

(鳥居委員) そういう活動を中心になってもんでくれる人がいないと、なかなか継投は難しいですね。私も地元で活動をやっているんだけど、今後継者を育てることに頭を痛めている状態ですので、たぶんそちらも後継者ができていなかったのでは。そういった後継者を育てることを支援していかないと難しいかなという気がします。

(石川委員) レジ袋の削減なんですけれども、最近随分と少なくなっていると思いますが、ただ食料品のパック、あれは再生エネルギーになっているんですか。焼却するとレジ袋どころではないなと思うんですが。

(事務局) 現在そういったスーパー等で売られる食品のプラスチック製容器包装につきましては、小牧市の場合緑の袋、資源という形で単独で回収しております。それを市内にあります中間処理施設のほうで選別、梱包しまして、これは容リ協とっておりますけれども、国のほうの外郭団体で容器包装リサイクル協議会がございまして、そちらのほうの指定の工場に持ち込みまして、プラスチック等の再原料化、それから一部は製鉄工場の高炉の補助燃料というかたちで利用していることになっております。ですから、けっこうこの量が、昔ですと食品なんかの包装等もそういった紙だとか新聞紙といった燃やすごみになっていたんですけど、そういったものは焼却せずに再利用しております。

(石川委員) 正確に分別すれば再生できるパーセンテージは大きくなるんですね。

(日比野委員) そういうところは市のいいところだと思う。

5 その他

(事務局) その他といたしまして、平成28年度の主要事業について、当初予算の概要に基づき、環境対策課・廃棄物対策課・リサイクルプラザの主要事業についてご説明いたします。

まず、環境対策課が所管しております主要事業をご説明いたします。

お手元の当初予算の概要をご覧ください。

「第3次環境基本計画策定事業」についてです。現行の第2次環境基本計画は平成30年度までの計画となっており、上位計画の総合計画との最終年度を合わせておりました。しかし、次の総合計画の策定後に、環境基本計画の改定を行いたいと考えており、現行の第2次環境基本計画を1年間延長し、平成31年度までとするため、今後の審議会で延長のご説明をさせていただきたいと考えております。なお、延長に伴い、各基本目標の指標目標値を見直す必要があるため、審議会で目標値の見直しについて協議させていただくことになります。

次に、新エネルギー導入助成事業についてです。新エネルギーを利用したシステムを設置する方に対しまして、平成13年度から住宅用太陽光発電システム、そして平成21年度からは住宅用太陽熱高度利用システムの設置に係る補助金を交付しております。市民の環境にやさしいエネルギーの利用を支援するとともに、循環型社会の構築及び地球温暖化防止に向けての市民意識の高揚が図れるものと考えております。

太陽光発電システムの補助につきましては、年間約185件分の補助を予定しており、継続して再生可能エネルギーの普及に努めていきます。

このほか、公共施設への太陽光発電システムの設置につきましては、市役所本庁舎や小中学校など47施設に計619.7kWのシステムを導入しています。今後も、設置可能な施設については、積極的に導入していきたいと考えております。

最後に、犬及び猫の去勢避妊手術費補助事業についてです。所有者が望まない犬、猫の繁殖または周囲への迷惑等の未然防止を図るため、平成27年度までは、飼い犬、飼い猫に限り去勢避妊手術に係る費用の一部を補助しておりましたが、28年度からは、新たに野良猫も補助対象に加えることにより、野良猫の繁殖を抑制し、地域で発生する野良猫に起因する問題の減少を図りたいと考えております。

それでは資料のほうを1枚めくっていただきまして、3ページ4ページのほうをお願い致します。基本施策5ごみ対策のうち廃棄物対策課所管につきまして説明させていただきます。

主な計画事業としましては4ページの表にあります。はじめに10番の資源回収ステーション拡充事業ですが、平成26年7月にリサイクルプラザ内に開設されました第2資源回収ステーションにつきましては、現在リサイクルプラザの処理業務に支障のない土曜日曜に開所されていますが、今年度から利用の多い年末についても開所していきます。将来的には平日も開所すべきかどうかにつきまして利用者の安全確保の問題や平日の需要動向を見極めながら検討して参りたいと考えております。また13番のクリーンセンター施設整備事業にも関係しますが、小木のトラックターミナ

ル地区内にありましてし尿浄化槽処理施設の跡地に、第3資源回収ステーションと剪定枝の回収場所を開設し、市内西部地区の市民の方の利便性を図るとともに、更なるごみの減量化・再資源化を図っていきます。し尿浄化槽処理施設の解体工事を平成29年度に予定しておりますので、早ければ平成30年1月頃に開設できるのではないかと考えております。

次に小牧岩倉衛生組合建設費負担金ですが、平成27年4月から小牧岩倉エコルセンターの新炉が本格稼動しておりますが、旧炉の解体工事とその跡地にスラグや剪定枝のストックヤードなどを整備する環境センター1期工事が平成28年度から平成30年度にかけて行われますので、そのための負担金となります。

最後に14番の生活排水処理基本計画策定事業ですが、廃棄物処理法に基づいて小牧市の一般廃棄物の処理に関する中長期的な計画を定めなければならないことになっております。愛知県が全県域汚水適正処理構想を策定しますので、これに基づきまして長期的展望にたつて小牧市から発生するし尿及び浄化槽汚泥の処理業の推計及び処理方法の検討を行うものです。

以上で廃棄物対策課所管の説明とさせていただきます。

ではリサイクルプラザ所管事業、12番動物処理事業についてご説明させていただきます。これはリサイクルプラザのほうで家庭等で飼われているペットの死体の焼却処理のほうを行っておりますが、野口の清掃工場の隣接地に小規模ではございますが小牧市の犬猫処理施設というのがございます。こちらのほうは清掃工場の建替えに伴いまして、平成24年末に運転を打ち切りまして、それ以降犬猫等の処理につきましては民間業者のほうに委託をして処理をしていただいている。その犬猫処理施設の小規模な焼却炉の機器の解体工事のほうを、小牧岩倉衛生組合の第1期工事に合わせて実施するというので予算のほうをつけさせていただいております。こちらにつきましては平成28年度に設計業務の委託を行いまして、有害物質等の炉内・敷地内の調査、解体工事の発注支援、設計書の作成を行いまして、平成29年度に焼却炉の撤去工事を予定しております。

質疑

(石川委員) 新エネルギー導入助成事業ですが、昨年度の実績からの予算ということでしょうか。年々上がってますかね、この太陽エネルギー等の新エネに関してですが。

(事務局) 実績については減っています。平成24年度くらいをピークに25、26、27年度と減ってきておりまして、平成24年度の件数は392件、25年度380件、26年度300件、27年度は188件になります。

(石川委員) 激減ですね。

(事務局) 実績を受けて、この9,000万というのは3年間での数字ですので、

3, 000万が3ヵ年ということになります。

(石川委員) それぞれがこういうのに代わっていくと全体のCO₂の削減につながっていくと思いますけど。

(藤巻委員) 新エネルギーというのは主に太陽光ですか。

(事務局) 小牧市の場合は太陽光と一部ですが太陽熱、屋根の上の温水器について補助しております。

(藤巻委員) それ以外には、例えば風力などは。

(事務局) 風力はいろいろ低周波とか周辺の場所といった立地条件などもございまして、小牧市の場合は今のところ計画はありません。他のものについて地球温暖化対策に関して有効なものがないか今後検討していきたいと思えます。

(岡田委員) 海上の森の横に大規模に森林伐採して太陽光発電の企業が大規模に造って問題化しています。それと多治見市で景観アドバイザーという大規模開発のときの緑の分野の意見を言うお役をしている。いわゆるエコビジネスとして埒になっている使われないところを太陽光発電を並べてのエコビジネスが一気に増えていて、それが景観上ちょっとクエッションだということがかかなり出てきている。小牧ではそういう問題というのが、それで景観の基準で行政によってはそういうものを小規模でも国から買い取ってもらえるので事業としてやるところが増えてきていて、その景観上クエッションな方法に対して道路面から見えないようにどういう処理をなさいますとか、どういう面を向けて設置なさいますとか、そういう基準まで定め出している。それを多治見市もそのことをどうしましょうという話があったんですけど、なんでもかんでも太陽光はいいですよという話と妙なエコビジネスと絡まった逆の動きみたいなので弊害も出る可能性があるわけですが、小牧ではそういうのはないですか。今までのコインパーキングと同じようなかたちでもったとか太陽光パネルを置きだしているような状況として。

(事務局) 特に聞いてはおりませんが。

(岡田委員) 苦情とかはありませんか。住民の方からとか。

(事務局) 伺ってはおりません。瀬戸のニュースは聞いてはおりますが、小牧市内において市民からというのは今のところ聞いておりません。

(岡田委員) 割と小規模でもみんなやり出す社会状況が生まれてきているみたいですね。たまたま多治見市の景観の会でそういう話がでた。

(事務局) 基本的に小牧市は農地が多いものですから、農地に設置しようとするとな農転をしなければなりません。農転にはいろんな規制がございまして。基本的には農地ですので。そういった話はなかったと思えます。どうしても農地が出来なくなった、高齢になったということで、生産緑地がございまして、そこがなんともできないということで、ある方がどうしても生産緑地

の代わりに、売電価格が下がる直前になんとかということで、小規模なものを設置したというようなことはある。また、山林については砂防法といったかなり厳しい、勝手に木を切れないという部分がございます。そこを開発しようとするると都市開発法の基準とか砂防法など様々な基準の規制を考慮した開発をしなければならないということで、今のところ太陽光の中で設置というキーワードで苦情がきているのはございません。

(岡田委員) 環境というのは非常に広範囲で、化学的処理の部分といわゆる景観ものなど目に見える部分が、ある意味横断的になんらかの統一がされなければならない。それを統一しますよで一応図表としてはなっているわけですね。なんか非常に難しいなど。その環境のことっていうのは、行政がやることと市民団体の手を借りなきゃいけない部分がすごくあって、いろんなNPOの組織も育ってはきているんだけど、横の連動がない。さっきのホテルの話でも1個が消滅したらっていう話があったので、環境基本計画っていうのはその全体の上に立とうとしている位置のものなので、その横の分野の違う連動性みたいなものももっとどういう風に組織として行政もなるべきなのか、市民団体のそれもどっかでネットワークされるような情報が集約されるようなことが、今後もうちょっと時間をかけてでしようけど必要になるような気がします。

みんな個々でやっていて、環境教育というのも部分部分でみんな同じようなことをやっていて、もうちょっとそれぞれ力が発揮されないから苦しんだりするのが統合できるようなことが、それが行政がやる話なのかなんなのか、行政がネットワークくらいの情報の繋ぎをやるのか、もうひとつよく見えてこないんですけれども。なんでもかんでも今は環境という言葉でくくっちゃってる。

(石川委員) 個人の山ですね、例えば木があってそれを伐採して造るというのは可能なんですか。市の許可を得なくてもやれますか。

(事務局) 先ほども申し上げましたとおり、山を切るということになりますとほぼ森林法、砂防法とか保全をする関係での様々な規制がありますので、所管が市や県などありますが、そういったところとよく協議をした上でのことになってきますので、保全をするという視点で、太陽光の施設があってもこっちもできるような状況ではないと認識している。

(石川委員) 緑を少なくして太陽光をでは本末転倒なんですよ。

(岡田委員) 開発面積に対して何%の緑地・森林を残しますよ。あとは太陽光を並べてという開発もある。

(鳥居委員) 桃花台にも太陽光が1ヶ所造られましたね。前の菖蒲池のあったところですよ。あそこも個人的には好きな景色、里山風景だったけど、埋め立てて今そこに並んでいるが、自然破壊にも見える。

(岡田委員) 民間の開発ですか。

(事務局) 民間ですね。

(岡田委員) そういう意味では、太陽光が自然エネルギーですばらしいですよという話と全体の景観との関係となると、環境というのはいろんな要素の絡まり合いで部署部署でやられていたり、それから個人もこれからそっちに動いていくので、きれいごとではなくみんなエコビジネスなので、そこら辺のことをどう整備していくのか、それから誠実な市民団体のもう少しネットワークみたいなものをね。やっぱりいきなり年2回出てきてこの行政の話聞いてもなかなかね。

(日比野委員) 実際にやられているグループの方々に会う機会もあったほうがいいかもしれない。そうするとより現場でやっていて困っている場合もあるでしょうからそれをお聞きしたり、そういう場があってもいいかな。

(岡田委員) 難しいこのシステムの中で、どこでどうしていくべきか、ある意味では一番全体の統括の考える部署ですよ。だけどその部分部分は違う視点でやっているわけですからぶつかってくる。それに市民団体も環境というものに対する問題意識はいっぱい出てきている時代なので、ばんばん動いているんだけど、それぞれがそう簡単に連動していない力足らずで、そういうことをどこが何をやっていくのか。たまたまこれが全体をまとめる部署なのでこういうお話をして、今ご発言があったけれども市民団体の声を聞きましょうと。そうなんだけれども、いざやろうとするとどうなんだろうか。全体をやることの難しさもある。

審議会は年に2回ですか。

(事務局) そうです。

(岡田委員) ちょっと前に全体の大きな基本計画の見直しがあった。今後大きな見直しがある。

(事務局) 第3次に向けての審議が今後あります。

(日比野委員) 市民団体にしても実際どこで聞くのか。

(岡田委員) この審議会では年次報告をお聞きして。

(日比野委員) PDCA サイクルのAのところが見えないんですね。

(岡田委員) ここでは意見を聞いて疑問点を申し上げる。その疑問点の申し上げ方も、少し全体が視点の違いで動いてもらえるのか。

(日比野委員) 意見を吸い上げる必要があって、それを計画に盛込んでいく、そのサイクルがあると非常にいいんじゃないかなと。

(事務局) いろいろとご意見をいただいておりますが、基本的に第2次の計画というのは先ほども説明しましたが、本来10年間のスパンでやっていくものなんですけれども、一番市の施策としての総合計画というのが新基本計画となって平成30年度までの計画期間としてなっておりますので、それと連動させて環境基本計画をまわす必要があるだろうということで、平成30年度まで終期を少し短くして、この審議会のなかでつくっていただいた

わけです。ただし総合計画が平成30年度終わりましたして新たな総合計画をつくるわけなんですけれども、それについて一緒に連動させてつくるためには環境基本計画を1年間延ばして、総合計画との連動性をもってやっていく必要があるということで、また審議会のなかでそれぞれの数値目標だとかいわゆるトレンド・方向性を示したものもありますので、そういったもののご審議をしていただきながら、まずは進捗管理をこの審議会で今の現状が計画に対してどういう状況になっているのか数値を示しながら審議していただく。それと合わせるかたちで今度は第3次の環境基本計画を平成31年度に向けてつくっていただく必要がありますので、そのなかでまた審議会のほうで、新たな計画策定、継続の計画もあるかもしれませんが、ご意見をいただいて新しいものにつくっていかねばならない。その時には今お話がありました、例えば環境というのは幅広いんですけども、1つは景観という視点もあるんですけども、景観は景観審議会というのがあってそちらで小牧市の景観の基本計画をつくっていますが、残念ながらこの第2次の計画のなかには景観の視点は実は入っておりません。そうすると新しい計画を策定するにあたっては、景観に限った話ではありませんが、今ここにない視点も必要だという意見を委員の皆様にご発言いただいて、なかに盛り込むべきだと、これはいいだろうと、例えば環境保全をメインに打ち出すのか、それとも環境ビジネスなど経済活動も当然ありますから、いかに調和をとっていくかは、まさにこの審議会で新しい計画をつくっていただければと思っております。なので今は第2次の進捗管理状況の確認、こういうことが足りないんじゃないかというようなことは、今後数値目標も含めてお示しをさせていただきますのでこの場で議論していただいて進めていただけるといいかなと思っております。いろんな視点でご発言していただければ結構だと思いますのでよろしくお願いしたいと思います。

(日比野委員) 委員の方々がそれぞれ実際の情報、市民の情報を持って発言されたほうが、良い計画に盛り込めるのではないかと。そういう情報を共有しながら計画に盛り込んでいく。そうすれば良い意味で生きてくるのではないかと。

(事務局) 新しい計画、第3次環境基本計画をつくっていくことにあたっては、当然市民参加も必要でしょうし、いろんな市内で活動される団体の方との意見交換を含めた上で計画策定というのはありだなと思っておりますので、是非そのような視点でやっていただけるとありがたいなと思っております。

(日比野委員) いろんな意見が聞けるといい。

(今枝委員) 市役所のなかでもたくさん基本計画がありますが、いろんな部署がまたがって関連してくるものがあるから、例えばそれを事務局のほうである程度横のつながりをもって整合をとる機関がありますか。

(事務局) いろんな計画がありますが、市の最上位の計画で総合計画がございます。

それについては、有識者や市民の代表が集まって、そして審議会があつて最終的には審議していただくこととなりますが、当然庁内のなかにも総合計画を策定するにあたって、策定本部、策定委員会など全庁的にわたりますので、そういったところで意見を吸い上げる組織体を必ず持つておりますので、この環境というかたちについても全庁的な組織をつくってそのなかでいろんな意見を出し合つて計画づくり素案をつくるということはさせていただきます。

以上